

食 品 安 全 委 員 会

リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 専 門 調 査 会

第 18 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 17 年 9 月 13 日（火） 15:00 ～16:56

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（1）効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について

講演 1 「コミュニケーションのとり方ーさまざまな事例からー」

（犬伏由利子専門委員）

講演 2 「リスクコミュニケーションと消費者団体の役割」（神田敏子専門委員）

（2）三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

（3）その他

4. 出席者

（専門委員）

関澤座長、犬伏専門委員、小川専門委員、唐木専門委員、神田専門委員、
吉川専門委員、見城専門委員、高橋専門委員、西片専門委員、三牧専門委員

（専門参考人）

中村専門参考人

（食品安全委員会委員）

寺田委員長、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（厚生労働省）

藤井大臣官房参事官

（農林水産省）

引地消費者情報官

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、

吉岡勧告広報課長、西郷リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

(1) 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について

資料1: 「コミュニケーションのとり方ーさまざまな事例からー」

資料2: 「リスクコミュニケーションと消費者団体の役割」

(2) 三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について

資料3: リスクコミュニケーションに関する取組について

(別紙1: 食品安全委員会、別紙2: 厚生労働省、別紙3: 農林水産省)

資料4: 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(8月分)

6. 参考資料

参考1: 第15回リスクコミュニケーション専門調査会

事例報告「週刊こどもニュースの取組について」概要

第16回リスクコミュニケーション専門調査会

講演「食のリスクコミュニケーションとフードファディズム」概要

参考2: リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成17年7月28日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

参考3: 季刊誌「食品安全 vol.6」

7. 議事内容

○関澤座長 それでは、時間になりましたので、第18回「リスクコミュニケーション専門調査会」を開催させていただきたいと思います。皆様には8月の末にお集まりいただいたばかりですが、この暑い中、また今日お忙しい時間をお割きいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、石崎さん、金子さん、近藤さん、新蔵さん、千葉さん、平社さんの6名の方が御欠席ですが、10名の専門委員の皆さんと、専門参考人の中村さんに御出席いただい

ります。

また「食品安全委員会」から寺田委員長、「リスクコミュニケーション専門調査会」御担当の中村委員、寺尾委員長代理、見上委員、本間委員にも御出席いただいております。

また、厚生労働省の方が少し遅れていらっしゃるようですが、農林水産省の引地消費安全局消費者情報官にも御出席いただいております。

事務局からの御出席については、お手元の座席表を御参照ください。

本日の会議全体のスケジュールは、議事次第にございますように、まず「（１）効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について」と「（２）三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」ということで進めていきたいと思っております。

前は、御出席の三牧専門委員に非常に詳しい取組について紹介いただき、大変ありがとうございました。今回は消費者団体の取組ということで、犬伏さん、それから神田さんに順番にお話しをしていただきたいと思います。それぞれ 30 分ほど時間を取って御議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、事務局から、資料の確認をお願いします。

○西郷リスクコミュニケーション官 お手元の資料の確認をさせていただきます。

今、座長からお話があったとおりでございますが、議事次第及び座席表のうち、川田さんが御出席の予定だったのでございますが、先ほど急に御用ができて残念ながら出席できないとの御連絡がありましたので、今日は御欠席となっているということでございます。

資料は、議事次第、座席表、専門委員と専門参考人の名簿。

資料 1 が、今日プレゼンテーションいただく犬伏さんからのレジュメでございます。

資料 2 が、同じく神田さんからの資料でございます。

資料 3 が「リスクコミュニケーションに関する取組について」でございます。

資料 4 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等について（８月分）」。

参考でございますが、参考 1 が、７月４日にNHKの『週刊こどもニュース』の田熊プロデューサーに来ていただいたときの概要でございます。

それから、前々回、８月１日に高橋さんからフードファディズムについてプレゼンテーションをいただいたときの概要であります。

両方とも、講演者にはチェックをいただいているのでございますけれども、質疑だとかについては私はこんなことを聞いていないという方がいらっしゃるかもしれませんので、一応見ていただきたいと思います。

前回の分につきましても、こういうふうにお示ししつつ、今回こういったシリーズでやってございまして、最後に何らかの形で、出していただいた資料と一緒にまとめた形にさせていただきますと思っていますのでございます。

参考2が、いつもお示ししております、この専門調査会に討議が委ねられている事項。

それに、今回、季報『食品安全』の6号が出ましたので、これをお付けしております。

なお、そのほかに、今日プレゼンテーションいただく神田さんから資料を幾つかテーブルにお配りしております。何部か余部がある分につきましては受付にございますので、もし傍聴の方で必要な方があれば、余部に限りがございますけれども、受付の方で後にお取りいただければと思います。

以上でございます。

○関澤座長 それでは、これまで議論しております「効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法について」、特に現在、国によって実施されている食品安全確保のためのリスクコミュニケーションの取組についても不十分な点、改善を要する点がまだまだあると思います。

また、それぞれの団体等で独自の取組をされていることと思われましますので、そういったものの成果や教訓などについてもお話しいただき、また国に対する要望についても触れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、犬伏さんお願いします。

○犬伏専門委員 先生方を前にして、私ごときが何をしゃべるのかというのがまず困っていることなんですけれども、お手元にお配りしてあります資料1のことで、一番初めに「1

コミュニケーションとは」などと麗々しく掲げまして、ちょっとおこがましくて、ここに座っているのも恥ずかしいということなんですけれども、私たち一般人がリスクコミュニケーションをどんなふうにとらえているのかということをお話し申し上げた方が、その統一性があつた方がまずは話としていいのかなという気がしたものですから、そんなところから書いてみました。

ここに書きましたように、コミュニケーションというのは「お互いの気持ちや立場を理解、納得するための手段」であろうと思っています。その手段の中にいろいろな手法があるのかなと考えているんですが、こういう対面によっていろいろと対話をするのができるというのも一つの手法でしょうし、電話ですとか、メール、あるいは手紙、もう少なくなってしまうんですが、そういった文書のやりとりによって対話をする、意見交換をするというのもコミュニケーションの一つだろうと思っています。

今、私がおります「リスクコミュニケーション専門調査会」という場所というのは、一方通行ではなくて、こういう事実がありますというものに対して、でも私、そのところがまだわかりません、ここはこう考えた方がいいのではないんでしょうかということとを双方向で話し合える場所、それがリスクコミュニケーションの場であらうかなと理解しております。

その観点の上から、今日は、一般人という言い方をしているのかわかりませんが、消費者団体という立場よりも、私たちの周り、みんなそれぞれ一人ひとり、専門という部分から抜けたときに、普通の人が何をどんなふうに考えているのか。コミュニケーションを取るというときに何が足りなかったり、あったりした方がいいと思うのかといったことを、これまでのリスクコミュニケーションのいろいろな意見交換会でありましたり、私たちの会で開いてまいりましたいろんな会合で出てきた言葉だとか、疑問とかいったことを中心に考えながらお話ししてみたいと思っております。

まず、リスクコミュニケーションという限りでは、リスクとは何なのかというところがあるのかなと思うんですけども、リスクには、私の思いでは本来的といいましょうか、根源的というんでしょうか、人知の及ばないという言い方をしているのかどうかかわかりませんが、実際のあれですと不治の病みたいなもの、今の医学ですとか科学では手に負えないもの、この一つが最近のBSEによる変異型ヤコブ病かなという気がしますけれども、そういった種類のことですとか、天災ですとかそういったことが根源的なリスクと言われる部分なのかな、本来的なリスクなのかなと。

でも、ここでいろいろ取りざたされてきておりましたリスクと言われる部分には、単にそういったことの本当のリスクにプラスの、私たちがいろんなことから起こってきた不安が醸し出してきたリスクというのが大きな問題になってきていたのではなかったかと思えます。

では、その不安とはどんなものかと言いますと、しょっちゅうここでも発言をしていたと思いますけれども、報道と言われるもの、私たちが得る情報は報道を主たる手段とするわけですが、それ以外にいろんなものによる情報の氾濫によって私たちは、不安が不安を呼ぶという言葉もありますけれども、不安をつくり出していつているという感じがしております。

では、その不安をどうやって、その不安の元というのとは何なのかというのがまずあるわけですが、と同時に、その不安という部分が解消され、それがなくなったとき、これほど大きなリスクに対する不安という部分が解消できたとき、こんなに大きな問題にならない

で済むものがあつたかなという感じがしております。

最近の例で言いますと、例えば鳥インフルエンザみたいなものがあるわけですが、鳥インフルエンザなどというものが初めて出たとき、青いビニールの中に生きたままの鳥を入れて埋めてしまうというスタイルを見て、いろんな反応が世の中に巻き起こっております。それもどうということなのか。

本当に、この鳥を殺さなければいけない理由というのが、あまり私たちのところにまで伝わってきていなかった。鳥から鳥に伝染するということを予防する。それには、まずはおかかっている鳥、おかかっているかもしれない鳥を、残念ですが、そこにいる限りは殺してしまわないことには次の鳥たちに影響があるんだという前提問題がなかったかというはっきりした説明がなかったのかという気がしています。そういった種類のことが、今までにも多くあつたのかなと思っています。

私たちは、何か情報を見ますとき、いろんな情報があるんですけども、人ごとでない思いを持ったとき、そのとき不安が大きくなっていくのかなという気がします。このことは人ごとではない、私にもという、いつ私の身に、我が家族に、あるいは友人に起こり得るかもしれないという思いを持ったとき、風評という形で広がっていったというのが不安をつくり出してきているもとなのかなと私たちは思っているんです。

その不安を増大させるようなことというのが世の中にたくさんあるわけですが、それもやはり報道といいましょうか、いろんな情報のメディアを通じてのことが多いような気がします。それが、先ほども申し上げましたけれども、報道は事実を事実として話しているのかもしれませんが、丁寧な説明なしに一つずつ起こってきた。

先日すかいらくさん、もしくはサントリーさんが企業としての大変立派な対応をされているという話があつたわけですが、そういう反面、不信が不信を呼ぶような対応も多く見受けられてしまう。私たちが不信を覚えると、それがまた不安になり、不安になったこと、不安な目で見ると、また何でもないことも不信に見えて、不安が不安をどんどん増大させていくというスタイルになっているときの広報の仕方、あるいは報道の仕方にくれぐれも注意してほしいところがいっぱいあるということを感じております。

不安という部分を解消する方法に当たって、まず何が不安を感じさせるのかというところを考えていった方がいいのかと思ひまして、不安を増大させるのはどんなものがあるだろうかというのを幾つか書き連ねてみたんですけども、その中でも4つ目ぐらいに書いてあるかと思うんですけども、学者、先生方ですとか、あるいは行政ですとか、業界ですとか、同じことであるのに、西と東ほどにも色が全く違う発言、もしくは説明というの

が見られることが間々あります。そうなったとき、私たちの不信感というのは最大限に達しているのかという気がしています。

これなどは、遺伝子組換えにおいてもそうだったと思いますし、BSEの場合でもそうだったと思いますし、さまざまな観点からいろんな話が出てくるわけですが、どんなことにも立場、環境によって人の思いが違うということは大多数の人にはわかっているはずなんです。そのときに率直な思い、率直にこれがなくなると私は困るんだ、だからここまでは許してほしいんだというような話し合いの場ができていますと、それは納得できるのではないかな。

例えば、添加物のことにいたしましても、農薬のことにいたしましても、高齢になってしまった私にとっては、この農薬を使うことによって、朝な夕な大変な思いをしていた分が、腰が痛くなくて済むのよと。あるいは収穫前の何日間お休みさせることによって健康には害がない、ここまでだったら大丈夫だという科学的なADI値なり何なりが出ているんです。だから、ここまでは許してねというような話し合いがあったとき、私たちは納得して、ああそうね、そこをもう少し何とかできる方法もあるかもねという対話の段階に行けるのかなという気がするんです。

けれども、そうではなく、食品安全委員会もそうですけれども、まず国に基準値ありき、ここでこう決めました、何があります、これがあるんだから安全です、不安だと言うあなたがおかしいんですという決めつけ方みたいなものが世の中多くあるのかなと。そうなったとき、一般人というのは後ろ側に何か利害得失があるのではないかな。だからああいう言い方をするのではないかなとか、さまざまな憶測、さまざまな推測をして不安をかき立てる。そういうことを助長なさる先生方もいらっしゃる。そういう中で、全く普通の生活をしている私たちが混乱させられているというのが現状の中なのかなと思っています。

そんな感じがたくさんあるんだということと、もう一つ、O157のときのカイワレというのがありましたけれども、あれに関しましても、私たちは大腸菌というのは生物の中の腸という範囲、何か生き物の中で生きていられる菌という意識を持っていた。

ところが、カイワレに付いていた。カイワレの水の中にいた。そのところというのは説明がわからなかったんです。そうすると、あの話は何なんだろう、どういう話だろうと憶測が憶測を呼んでいって、事実を事実のままに受け止めようという気すら起こさなくなってくるということがあったように思っています。

また、例えばいろんな話があるんですけども、基準、これは行政の場合が多いかと思っていますけれども、長期的な立場あるいは短期的な処置、そういう形があるので、同じ一つ

のことにあっても、一見、全然違う対応をしていることがある場合があります。そんなことがありますとダブルスタンダードと見られて、だれかのためにこういうやり方をする、どちらの省庁はこんなやり方をしているという物の見方、とらえ方が起こってしまう可能性がある。事実、そういう場合も勿論あったのかもしれませんが、そうでなくてもそういうふうにとってしまうというのがあるのではないかという気がしています。

もう一つ、企業の場合も、全く違う、同業同種ではないけれども、何か誇大広告ですとか、偽装表示ですとか、一つのことが食品で起こりました。とすると、とんでもないところで、自動車でもありました、何にもありましたという感じで、ばたばたと連続して出てくるということもよくこのところにあっただんです。そうなりますと「ブルータスお前もか」という感じがしまして、全体的に不信を持ってしまうというのものもあるのかなといった感じがしています。

そんなこんなが、私たちがリスクを、ここにあるものを事実としてしっかりと目に見えるような形で認識しようとしていても、さまざまなこれだけの情報の氾濫の中で違った目で見させられてしまうという部分もあると思っております。

それらをなくすためには、例えば何回もここでもお話ししたんですけれども、事が一つ起こったとき、よくは存じませんが、法律などによりますと、一つずつ、第1条と言われるところには、この法をつくる、ルールをつくるに当たっての趣旨ですとか目的が書かれているように思うんですけれども、その趣旨、目的あるいは方向性といったことを、同じことであっても常に毎回、初心に返ってという言葉がありますけれども、日々新たに私たちは生まれているんだという思いを持っていただいて、先回、非科学者の目という声がありましたけれども、非専門家、全くの何もない素人に向かって話をするんだという意識を常に持って、一からの説明をしてほしい。大変面倒くさいという思いもありますし、ある意味で難しいという部分も確かにあるわけなんですけれども、そこが企業に求めるCSRではなくて、報道とか広報とかをする場合の最低で最小の責任なのではないのかと思うんです。

何のためにそれをやっているか。例えば、ここの「リスクコミュニケーション専門調査会」と言われる部分も、何のためにしているのか。そこで対話をし、発言をしたとき、これが何の意味があるのか、どういうことになるのか、先をわかりたい、何かの足しになるということがわかった上での行為をしてみたいというものであってほしい。

このことのために、あなたはどのように考えますか。こういういろんな考え方があるんです。その中で、あなた自身としては何を是としますかといった話。私はここはいいと思うけれ

ども、こっちの立場もわかる。こっちの立場もわかるけれども、これをならべて考えたとき、大多数だったらこの辺かしらという、そこで初めて譲歩もできるし、納得もできるし、いろんな形ができるのかなという気がするんですが、何のためかわからない、ただ一方的に聞かされてしまうというスタイルが続く限りは、本当のリスクコミュニケーションとは言えないのではないのかと、ど素人としては思っています。

今、最終的に、特に若い人たちがなんですけれども、世の中、ものすごく科学的にも化学的にも発達しておりますから、いろんなことを学ばなければいけない時期、教えなければならぬ時代だろうと思っておりますけれども、義務教育と言われる段階の中で、これは高橋先生がいつもおっしゃっていらっしゃることかなと思うんですけれども、生きるとか、生活をするということに特化して義務教育というところは教えるべきだったのではないのかという気がしています。

それが、ここで言われている食育に入るのかと思うんですけれども、私の母が亡くなりましたときに、母の里から過去、大正の初めのころに女学校で習っていた教科書、母がちょこちょこ先生の話などをメモしていた教科書が出てきているからといって送ってきてくれたことがあります。それを見て、私はびっくりしたんです。たかだか女学校、今の義務教育の段階、中学校や女学校の出ではないかという気がしていたんですけれども、明治・大正のころの女学校で教えられていたこと、その教科書で見る限り、本当に生きる、生活をするものの基盤、基礎が凝縮されているというのを感じました。

私が子どものころ、父や母あるいは祖母たちに教えられたさまざまなこと、口伝のような感じですが、緊急時、もしも子どもがけいれんを起こしたとき、その場に何か、どんなものでもいい、かたくてかみ切れないものをまず口に差し込みなさいとか、あるいはジャガイモの芽というものがどんなに怖いものであるとか、ハウレンソウをゆでたとき、どういう処置をしなければならないかといったようなことを家の中で教えられていたんです。そういったことを父や母たちがどこから教わってきたのかなどというのは考えたこともなかったわけですが、その教科書を見たときに、過去の日本の教育で、生きるということに対してこれだけまじめにしっかりと教えていたんだということを知ったという思いがしています。

今、私、残念ながら年が来たものですから、今の中学生たちによって使われている教科書は見たことがないんですけれども、私自身の体験や、私の子どもたちが育っていくときにどれだけ生きるということに一生懸命特化した教え方をされていたかということに対して、なかったかなと思っています。

なぜか。科学一辺倒でありましたり、知識そのものに関わっていたような気がします。そんな感じの育てられ方をした人たちが今、親になっているわけですし、そういう人たちがそこを担っているわけですので、そういう親や祖母、祖父たちがどうやって子どもたちに教えていくかということが難しい時代なのではないのかと思っています。

それでいて、片面で生半可な知識だけはいっぱい付いています。そういうことですから、その生半可な知識が、柳が揺れるのを見てお化けとを感じるように、いろんな不安を醸し出してきているのではないのかと、想像ですが、しております。アンケートを取っているわけではございませんけれども、思っています。

私、ここに1つ例を持ってきたんですけれども、これはナスの苗になった実なんです。私は世田谷区なんです、世田谷区で貸してくれる農園がありまして、その農園を借りているうちの会員がナスの苗を専門家から買いまして、育てていましたら、こんな実がなくなってしまったんです。その農園を借りている人たち、皆さんの間で一体これは何だという話になったんです。

一方に、遺伝子組換えというものが世の中に出回っています。初めは接ぎ木ではないか、トマトの木に接いだのではないのかしら。だから、こんな赤いトマトみたいな実がなったのではないのか。花も、小さな花がいっぱいちょこちょこプチトマトみたいになっていた。だから、トマトの木に接いでしまったのかしらというのがそもそもの話だったんです。

そこから始まって、それにしてもこれはトマトではない、カボチャみたいだよという話も出てきて、何なんだろうと。いや、これはいろんなことがあって、組換えの雑種ではないのかという話に広がっていくんです。これが畑の中からお茶の間に行き、街角に行きという形でどんどん広がっていくんです。

そういう感じで、人のうわさ、風評というのは広がっていくものなんだというのがあったものですから、持ってきて、抜いてきてと言ってお見せしようと思って持ってきたんですけれども、生半可な知識、片側に遺伝子があり、大豆が世の中で実際に栽培され、それが外にこぼれていっていますということですか、あるいは5%未満というのは表示しなくていいという話で、そういうものが外にまかれてしまった、落ちているという話ですとか、いろんな話が世の中に出回っているんです。私たちの間に出ているわけです。そういう中に一つ、普通でないもの、おかしいことというのがありますと、生半可な知識とが合体していろんな憶測を呼んでいくというのが現状の一般の社会なのではないのかと思っています。

そんな中で、コミュニケーションを取るとき、単に科学ですとか、専門家ですと

か、それがこうだと言うだけでは納得というところにはなかなか行かないのかなという気がしています。そこをどうするのか。

国への要望ではあるんですけども、国だけではなくて、これはいろんなところなんだと思うんですけども、私たちはたとえ何であれ、交通事故が毎日のように起こっています。そして、亡くなっている人、お子さんを亡くされた人、ひき殺されてしまわれた方がたくさんいらっしゃいますけれども、車をなくそうとは言わないんです。

なぜか。一応はルールがあるからだとは思っています。ルールがあるところ、今、若い人たちが特にだと思うんですけども、今、起こっている日々報道されるいろんな悲しい出来事、事件、事故の99%までは人為だという気がしています。人為的なミス、本人ではなくても、それに対応した企業であったり、システムであったり、そういうところにミスがあったがゆえに起こった事故であろうと思っているというのが大半の人たちの思いなのかなという気が、これは小さな会合の中で問い合わせしたところなんですけれども、ほとんど99%に近い人が人為的なミスだと思っている。だから、私に限っては、私はきちんとしてやっているんだから私に限っては起こらないという思いがあるんです。

でも、そうではない。いろんなことがあって、単なる人為的なミスという部分は当然あるわけで、人為的なミスというのは当然、何かルールを付けることによって回避する可能性が増えてくるわけですから、その点では楽なんですけれども、常に説明不足とか、無知、未知のことに對しては不安が不安をつくり出していくんだということを知った上で、また鳥のインフルエンザに戻りますと、無窓であれば、そもそも鳥のインフルエンザというのは渡り鳥が持ってきたというような話があったと思うんですけども、それが無窓鶏舎であれば渡り鳥が入ってくることはないねという思いがある。

ところが、今回また無窓鶏舎でも抗体を持った鳥が出てきたという報道がありました。となると、無窓でもない。では、人間が持ち込んだということか。無窓鶏舎にするところは人間の出入りを一つずつチェックしているね。となると、どういうふうになるんだろうかという感じが出てきます。疑問が疑問を生じて、その疑問に対して真摯な、まじめな答えがないとこういう感じでさまざまな憶測が憶測を生んでいって、とんでもない話になっていってしまうというのが私たち一般人のいろんなリスク、世の中にこれからもあるかもしれない。これから新しいものが出てくるかもしれない。そういうことに対するときの一般人の受け取り方はそこにあるのかな、そういうものなのかなという気がしています。

ですから、義務教育の段階でなぜということと、これはあそこで教わったことと合致するんだね、ここからこういうふうを考えればいいんだねという考え。判断力がないという

話が今月のときにございましたけれども、そういう悪い方に変な推測をするのではなくて、正常な感覚に持っていける判断力を養う、そういう教育が必要なんだろうという気がします。

もう一つは、全部を知るということはできるわけではありませんけれども、同じレベルで考えていく。これは私の命を脅かすものは最低どんなことで、そしてそのことから守る、もしも脅かすようなものから自分を守るためには何をすべきなのかを考える力、養う方法、そういったことを私たちは身に付けていかなければいけないのかなと思っております。

ここでの問題として、先ほどから何回も繰り返しているんですが、同じことでも説明を丁寧にしていただきたい。それから、不安と言われる部分。本来的な不安というのは科学者の方にお任せする部分だろうと思うんですけれども、情報が不安を助長してくる、増大させてくるといったもの、あるいは本能的な、動物的な感覚で怖いと思ったときに、それを更に助長するようなことを極力減らす努力と言ったらいいんでしょうか、そこを何とかしてほしい。そういうものを、私たち自身も見る目をつくらなければいけないことは事実ですけれども、それをできる限り減らしていくという英知というんでしょうか、知恵というんでしょうか、それを何とかしていかなければいけないのかなと思っています。

何回か繰り返しになりますが、何かをするたびに、何か1つ事が起こったとき、それに対応する処置を取るときに、これが何のためか、だれのためか、そしてこれをするによってどうなるのか。先に見えるような形での広報、PRがあったとき、私たちは安心できるのかなと思っています。

以上です。

○関澤座長 どうもありがとうございました。消費者団体としての取組というよりは、どちらかと言えば個人としてのコメントをお話しいただいたと思います。

素人と専門家とかという対比でお話しいただいたと思うんですが、私たちは全員、食に関して、ある意味では、団体としてではなくて個人として毎日接していて私も消費者の一人であるし、他方である分野では専門家と言われる者ではありますが、例えば食材について、先ほど生活教育のお話をされましたが、その面では犬伏さんよりも素人かもしれないし、そういった関係にあると思います。

それぞれ、いろいろなお考え、御質問点があると思いますので、時間は限られておりますけれども、どうぞ遠慮なくお手を挙げておっしゃっていただければと思います。

どうぞ。

○唐木専門委員 いつも大変いい話を聞かせていただいて、ありがとうございます。

聞きたいことは山ほどあるんですけども、簡単なことから。犬伏さんの基本的なお考えは、やはり話を易しくわかりやすく説明をしろというところから始まる。私はそのとおりだと思うんです。

ただ、前提があって、だれとだれが話をするのかの問題があります。この前も言ったかもしれませんが、食の安全を守る基本的な対立構造は、食品関係の事業者と、それを食べる消費者ということで、消費者は事業者がリスクを私たちに押し付けられている。それは添加物でも、残留農薬でも何でもそうですけれども、我々はリスクを拒否する。事業者は、それをある程度認めてもらわないと商売がやっていけないし、食の供給ができないという、そのこのところの立場の違いが理性的なレベル、あるいは常識的なレベルで対立をするというのが食の安全を守るのに一番大事な構造だと思うんです。

ただ、現在は残念ながら理性的なレベルを超えて、かなり感情的なレベルの対立になってしまっているところがあるように見える。例えば、消費者は、事業者はうそをつくと思っている、あるいはだますと思っている。事業者は、消費者を科学的なことを理解していないと思っているというような対立がある。そういった先入観があるときに、どうしたらいいのかというのが非常に難しい今の状況みたいな気がするんです。その辺をどうしたらいいのかというところを少しお話しいただけるとありがたいです。

○犬伏専門委員 一般的に、先生がいつもおっしゃられる、消費者は事業者がもうけるがために消費者へのごまかしも平気でしているとおっしゃっていらっしゃると思うんですけども、一般的にはそうはないと思うんです。

それを解消するのは、今度神田さんがお話ししてくださるのかとも思いますけれども、私どもの消費者団体としては企業を訪問しています。いろんな企業を訪ね歩いてまして、そこでの対応を見てきています。

そうしますと、勿論HACCPもそうですし、いろんなシステムですとか、いろんな物の考え方ですとか、その中での安全にするため、先月、近藤さんやすかいらくさんの三牧さんもお話してくださいましたけれども、いろんな努力をなさっていらっしゃるところをじかに目で見てきます。そうしますと、いつもおっしゃいますけれども、私たちは農薬も添加物もすべてノーと言っているわけではないんです。そういったものがあるから、今これだけ豊かな生活ができていうことも現実わかっていて、でも、できる限り少なくしてねという思いは持っている方がいらっしゃるでしょうし、反面、御自分に何かがある方、アレルギー的なものを持っていらっしゃる方は、それがだめなんですとおっしゃる方は当然いらっしゃると思います。

けれども、今のこの豊かさを享受できているということは、そういうもののお陰の上に
乗っている部分も多分にありますので、そこを理解することによって、この中でどうすれ
ばいいんだろう、どっちに綱引きをするんだろうという、単に消費するだけではなくて、
消費者そのものも考える。それを発言できる。それが、多分このリスクコミュニケーション、消費者の声を聞いてくださるというスタイルができてきたきっかけがBSEだったと
思うんですが、これを大きく伸ばしていくことによってできるのではないかと思っています。

○唐木専門委員 もう一つだけ、今の話に関連して、今までは多分、犬伏さんのおっしゃ
るように、事業者と消費者が本気で話し合う場はなかったような気がするんです。それが
何回か繰り返して行われることによって状況は変わっていくのかなと思っているんですが、
それを犬伏さんはやっておられるような気がします。その辺の経験を少しお話しいただけ
れば。

○犬伏専門委員 これまたすごく悲しい事件がありまして、雪印がつぶれましたとかそう
いうことが起こった後には、今、現実にはかなりあります。

先回、近藤さんがおっしゃいましたけれども、過去に花王さんとかそういったところで
多かったような気がしますけれども、事業体そのものもエンドユーザーの声を単なるクレ
ーマーとしてではなくて、そこから自分たちの利益に使おうという思いを多分に持ってく
ださっていると思っています。

単なるクレームのためのクレームという部分も確かにあるのかもしれませんが、
そうではなくて、お互い育っていこう。そうすることによって私自身も豊かになっていく
んだという思いは多分に育っていると思っています。どの企業に行っても、とんでもない、
恐ろしいというようなスタイルでの思いを持たれたということはないと思っています。
勝手に思っているのかもしれませんが。

○唐木専門委員 ありがとうございます。

○関澤座長 よろしいですか。ほかにございますか。

私から質問ですが、御用意いただいたプリントで「4 不安を増大させる事柄」を幾つ
か挙げていただいている最後ですが、2 ページ目の頭に「ルール、規制のないとき⇒農薬、
添加物におけるADI値 摂取量値」ということを書いていらっしゃるんですけども「農
薬、添加物におけるADI値 摂取量値」というのはルールや規制がないという意味です
か。

○犬伏専門委員 いえ、あるときはOKでしょうと。

○関澤座長 逆の意味で書いたわけですね。

もう一つは、お話の中であって、実際に何を触れられたのかよくわからなかったんですが、同じことについて違う対応があったときに混乱するということをおっしゃったと思うんですが、それは実際どういったことについてお話しになったのかということですか。

○犬伏専門委員 例えば、BSEは怖くないとか怖いとかという話は当然あります。もう一つ、遺伝子組換えでもあったと思いますし、いろんな混合物、まざってはいけないものがまざっているのに、例えば偽装表示という意味合いではなくて、Aの先生がおっしゃるのには、卵で言いますと、私たちは新鮮な卵を望む。新鮮で黄身がむくむくしている卵がいい。私たちは安心で、新鮮で、栄養価も高くても教わっているわけです。

ところが、そんな新鮮な卵は料理には不向きですとおっしゃる先生もいらっしゃるんです。白身が切れない、こんなのを料理に使うと言ったら、消費者は何でばかみたいに鮮度を追うんですかというお話もあるわけです。何なのという感じがあります。

もしくは、つい最近の話でありますけれども、リノール酸とかという話がありまして、コレステロールの高い人は植物性の油がいい、動物性はだめだという話があります。

ところが、いや、そうではない、バターの方がいいんだという話も最近あります。私たちは一体どっちを信用すればいいんでしょうということが多々見受けられる。

○関澤座長 そういったことをおっしゃったわけですね。わかりました。

時間的に、次に神田さんにもお話しいただきたいと思うので、少しお話が延びたので、たくさん御質問をいただきたいんですが、限らせていただこうと思います。

それでしたら、神田さんにもまたお話しいただきまして、併せて両方含めた御質問、御討議いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○関澤座長 それでは、先に進ませていただいて、神田さんの方から御用意いただいた資料を参考にお話しいただければと思います。

○神田専門委員 では、資料2と、それから今日、私が3部ほど後から配らせていただいたものを見ていただきたいと思います。

タイトルをということで「リスクコミュニケーションと消費者団体の役割」と大層なタイトルを付けたんですが、中身は依頼のありましたように、取り組んできたことと教訓ですとか、気づいた問題点・課題、それから要望といったことを織り込んでほしいという依頼だったかなと思いますので、そういった視点でお話をさせていただきたいと思います。それから、食育について少しということでしたので、最後にそこに触れたいと思い

ます。

そうは言いましても、私どもはいろいろ機会があるごとにリスクコミュニケーションについての意見は申し上げてきたものですから、目新しいことはないと思っております。ただ、せっかくこういった機会をいただいたものですから、短期間ではありましたが、改めて会員に意見を求めまして、今日はそういった中身を加味してお話しをさせていただきたいと思っております。

初めに、今日お配りした中で、私どもの団体のことを御存じない方も多いのではないかと思います。1枚ぺらで会員団体ということで名簿だけをお付けしておきました。これを御覧いただきますと、中央団体という本部に当たるところが会員になっているわけです。そこが25団体と、県レベルの消団連が19団体入っております。それぞれに支部ですとか、あるいは県レベルで言えばいろんな団体が入ってきているという、消費者団体のネットワーク組織ということでありますので、そういう団体の話だというふうに聞いていただければと思います。

消費者団体は、長年、食品安全に関する運動をさまざまな問題に取り組んできておまして、食品の安全とか、国民の健康を目的にした、例えば法律の必要性ということでは食品衛生法の改正の大運動というようなことが挙げられると思いますけれども、そういったこと。それから、BSE問題の発生後は、食品安全行政の在り方についてリスクアナリシスの手法に基づく具体的な内容を示して、ロビー活動も活発に行ってきた。そういった結果、私たちが示していく内容の多くが取り入れられて、現在こういった食品安全行政がスタートしてきていると思っております。

そういう中で「②リスクコミュニケーションへの期待」ですけれども、あらゆる関係者が相互に意見のやりとりをして、そして理解が進んで、必要なことは政策にも生かされていくんだ。そして、透明性も図られるということ。それまでは、こういったことは全く考えられない状況です。それまでは、何か御質問を出しましても結論だけの返事が通常でしたし、あるいはそれは別の課だとか別の省だということでしたら回しにされていたということです。プロセスの段階で関われるというふうには当時は思っておりませんでしたので、それだけにこの期待は非常に大きいということです。リスクコミュニケーションの位置づけというのは、この食品安全行政の改革の中でも非常に大きな変化ではないかととらえています。

「2. これまでの取り組みと成果」ですけれども、ここは簡単に触れておく程度にいたしますが「④食品安全行政組織の変化の中でよくなってきたこと」ということで書き上げ

ています。

これは、皆さん改めて読み上げるまでもなく、こういったことがよくなってきているのではないかと。例えば、都道府県・庁内関係の中でのいろんな連携が取られたり、それから消費者参加などもできてきたということで、全国レベルでいろんなところでいい面が出てきているのではないかと考えております。何をやっても、以前との比較ですから、よくなったということになってしまうわけですが、ここに挙げたことはみんなが認めるところだろうと思います。

「②リスクコミュニケーションの取り組み」についても、こういった中身について「食品安全委員会」とリスク機関との連携の取組が進んでいるとか、かなりの回数の意見交換会が行われているとか、もろもろこういったいろんなことが行われている。これは量的にも増えましたし、また情報収集の窓口という点ではいろいろな窓口もかなり増えてきていると思っています。

そうということからしますと、行政の姿勢は以前のコミュニケーションの取り方と比べまして、かなり変化をし、改善をしてきたということです。会員からの意見も、よかった点が寄せられています。自分自身が、あるいは自分の団体が意見交換会に参加することで苦手な分野についても学習する機会になった。それから、自らも勉強するようになりました。また、参加するに当たりまして会員の団体あるいは会員に意見を求めることもしますし、会員内のコミュニケーションも広がってきている。例えば、パブコメに答えるためにも会員の中であれこれ議論をするといった機会が増えたという声が上がってきております。

それから「政策へ一定の意見反映ができた」という意見があるんです。これは、特に都道府県によりましては、消費者団体としてかなり関わりが持てるようになったところもありまして、このような感想につながっていると思います。

それから「情報が以前に比べ非常に良くなったし、大量に届くようになった」。スピードアップもしましたし、途中経過、結論だけではなくて、今こういう問題があるけれども、現状はこうだといったような形での情報も届くようになったということもあって「コミュニケーションを促進しようとする姿勢はるかに前進した」。これは、私が書いた文章ではなくて、会員から寄せられた言葉をそのまま書いたんですが、国レベル、地方行政というところでそういった前進をしているのではないかとというような意見が寄せられています。

以上のように、以前と比較して食品安全行政全般について随分よくなったことは事実です。しかし、今日はリスクコミュニケーションということがテーマですので、リスクコミュニケーションに対して期待していたことは非常に大きいですし、あるいはリスクコミュ

ニケーションの考え方からしますとまだまだ不十分であるという意見もたくさん出てきていることも事実です。

「3. リスクコミュニケーションの現状」に入りますけれども、これは用語集から抜き出して書きましたが「リスク分析の全過程においてリスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること・・・」というふうになっているわけですが、このことを前提に考えますと、まだまだこの段階に到達していないのではないかとということで、現状ということで次に挙げています。

1つ目は、まだまだ説明者と参加者の間の意見交換に終わっているのではないかと意見が多いんです。テーマの説明・報告があって、参加者からの質問・意見があって、そして応答してということです。

そして、質問の方はこれでいいですかという形で、最近の確認をするということで、そういう意味でも少し前進はしていると思いますけれども、これだけでは本来のリスクコミュニケーションとは言えないのではないかと。相互理解を深めることだけがゴールではないという意見も寄せられています。政策・対策づくりの過程にステークホルダーが参加していくところまで引き上げていく必要があるのではないかとということです。

それから「②意見の扱われ方が見えない」。これも皆さんから言われることですが、出された意見がどのように伝わって反映されたのかがわかりにくい。それから「意見は反映されていない」「はじめに結論ありき」「一応聞いておこう」の印象が、全部とは言えませんが、まだありますということ。これは、特にBSE問題でそう感じていると思いますけれども、去年の全頭検査についてどう思うかというようなことを全国でやったわけですが、それに対する全国から寄せられる意見に対してと、それから出した結論についての納得感がなかったということは、一つどこかにしこりのようなものがあるような気がいたします。

「不消化に終わっており、このままでは、不信感も芽生える」というようなことも意見としては上がっております。ですから、この①で示したようなことだけでは期待外れだということです。時間も少ないですし、十分意見を言えたという実感もないですし、何よりもどう生かされるのかわからないという印象が強い。繰り返しになりますが、そういった印象がある。

科学的評価は勿論基本ですが、やはり消費者の懸念とか、価値観とか、不安感が考慮されるようには思えないという側面がまだまだあるということだと思います。

「③情報提供・説明の仕方について」ですが、お魚のメチル水銀の件です。ああいった

ような情報提供、あるいは対処がなされるようになってきた。これはいい面だろうと思います。

それから、原因がわからない段階でも、緊急性を要するものですか、予防的な観点から早目の対応がなされるようになった。その段階の情報提供もあった。

この2つについてはよかった点ということで見ていいかと思いますが、裏づけ、根拠、理由が示されないで進められてしまうことも依然としてあるかなというふうに思います。

以上で、今「3. リスクコミュニケーションの現状」で示した不十分な点を改善していくということが求められるわけですが、次に「4. 更に前進させるために求めたいこと」で、これは先ほど示したことが改善されていけばいいということになるわけです。

「①意見交換会は何のために行うのか、また、出された意見がどのようにまとめられたのかなどが分かるようにしてほしい」。

「②説明会ならそれに徹する。また、パネルディスカッションの希望が多い」と書きましたが、いろいろ聞いてみますと、やはり立場の違う人たちが意見のやりとりをする。それを見たり聞いたりして考えたいという気持ちも結構あるようです。

③のところでは、リスクコミュニケーションであれば、やはり関係者相互の意見交換ができるような運営にしないといけないと思います。

「④議論を深める、中身の濃いやり取りができる場が必要」。今のところ、なかなかそういう場が設定されていない気がいたします。

農水省と厚労省で、先日発表なさった食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書を拝見いたしましたら、リスクコミュニケーションに触れているわけですが、迅速な意見交換を行う場合にはコアメンバーを適時招集して意見交換を行うようにしたいということが書いてありまして、こういった動きがあるということに注目をしています。

それから、時間の問題ですか、何をいつやるのかといった計画が見えるようにすることですか、ルールもわかるようにすることが必要だろうと思います。

次に「EUでは消費者団体が政策決定の場へ位置づけられている」「消費者はそのことで、信頼している」と唐突に書いたんですが、私ども全国消団連では、EUの消費者団体と意見交換会を毎年行ったり来たりという形で重ねています。今年も3月に、今年はブリュッセルでありまして、私もそちらに1週間ほど行ってまいりましたけれども、このときの参加はドイツ、フランス、イギリス、アイルランド、デンマーク、スペイン、スロベニアといった国々が参加をいたしました。

さまざまな問題を交流するものですから、食品問題に限られた時間は非常に限りがあり

まして、十分できなかったことは事実なんです、私は自分自身のテーマとして、リスクコミュニケーションについて一体どういうふうに行われているのかということ具体的に聞きたいと思って自分なりのテーマを持っていきました。私が持ち時間の間に日本の状況だとか、具体的に日本はこうやっているんだけれども、皆様の国はどうですかというようなことを質問したんですが、結論から言うと全くかみ合わなかったんです。なぜわざわざそんなことをするのかというような反応でした。どの国々もそうでした。

あちらでは、消費者団体の社会的役割がきちっと社会の構造の中に組み込まれているんです。ですから、消費者団体が政策決定の場にきちっと参画をしているわけです。そのことが周知をされていまして、もろもろの政策や対策に関する信頼度が高くなっているというふうに思います。

各国とも、そういった消費者団体の育成とか支援ということに関しては、財政的な支援を含めて大きな支援をしています。これは力を込めて言いたいんですが、日本と全く違うところなんです。そういうことがあります。そういった社会的な背景とか基盤が違いますので、私は、実際にファシリテーターとか、専門的な人がどうやっているのかというような具体的なことを聞きたいと思ったんですが、そういった意味では全然聞くことができませんでした。

各国とも、公平な取引の面からも、事業者に対して一方の当事者である消費者、あるいは消費者団体の社会的位置づけが必要だということが共通した考え方に立っていると思います。つまり、日常的に消費者の意見を聞いている。そして、リスクコミュニケーションは消費者団体に関わっている、そのことが周知されていて信頼されている。非常に乱暴な、ごく簡単な言い方をしますと、そういうようなことのようにでした。そういう感想を持ちました。改めてもっと詳しく聞きたいと思っておりますけれども、まだその段階で情報の収集はとまっています。

それから、⑤に書きましたけれども「ステークホルダーごとに意見交換・議論する場の設定、仕組みづくりを」という声も上がっております。

「⑥その他」では「専門家の助言が得たいときがある」とか「学者や専門家などとの普段の交流が必要」といったような意見も会員から寄せられています。

ですから、現在広く行われている意見交換会ということ、あるいはパネルディスカッションとか、説明会とかといったことは、勿論、今後も充実させていくことが必要だと思いますけれども、議論を深める、あるいは中身の濃いやりとりができる場の設定もきちっと考えていって、そういったところにいろいろな立場の人が関わっていて、こういった政策

や対策が立てられているということが周知されていくというようなことも一方で重要なことなのではないかと思っています。

次のところで「5. 消費者団体にできること」ということで書いたんですが、リスクコミュニケーションに自ら参加し意見を述べることは勿論ですけれども、それから参加呼びかけを広く行うことは必要だと思っています。

それから、情報提供・情報収集を充実させること、そして消費者力を付けるための啓発活動だとか、国・地方行政との協力、専門家とのネットワーク強化、マスコミとの関係、事業者団体との意見交換なども必要ではないかと思っています。

現在、私どもがやっていることということで、情報提供・情報収集などについて挙げておきました。勿論、自ら参加し、参加を呼びかけるということをやっておりますけれども、情報の提供ではホームページをできるだけ充実させたい。

機関紙ということで、今日は「消費者ネットワーク」、このオレンジ色ですけれども、お配りいたしました。宣伝のようですけれども、こういった購読申込も入っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、こういったものを月に1度、毎月出しています。これが99号で、来月が100号ということで、特集を組みたいと思っておりますけれども、こういったことを出しているということ。

メール、ファックスといったものでは、勿論やっておりますけれども、行政から送っていただいたいろんな資料だとか、会議等で使われたもので必要と思われるもの、そういったものも配ったりしております。

機関会議は、月1で行っておりますけれども、いろんな団体が集まってまいります。そこで、その間あったいろんな、例えば私がいろんなところに参加したり、そういったことについても報告をするということにしています。

学習会や集会、シンポジウムとか、講師活動という中でいろんな情報提供ということもしています。

それから、全国消費者大会。これもこういったチラシを入れておきました。今年は44回になりますけれども、これは一般の消費者も参加していただく。規模的には2日間で数百人という参加ですけれども、そういった消費者大会を行っています。ここでは、いろんな分科会を毎年、今回は6つですけれども、9つになったり、幾つかの動きはありますけれども、それぞれのところで非常に豊富な情報が提供されていると思っています。

夏季セミナーというのは、会員対象ですけれども、1泊でいろんなことをやる。

パンフレット・ポスターの配布だとか、展示だとか、マスコミへのアピール、情報提供

ということは日常的にやっています。

「情報収集」ですけれども、会員からの声は、3省で行っている意見交換会が全国で行われますけれども、全会場に会員の参加者がいますので、全国での情報はすぐ入ってまいります。ですから、全国で行われるリスクコミュニケーションの意見交換会の状況というのはすぐつかめるようになっていきます。一般紙とかメール、ファックス、電話というのはそういったもので勿論情報は入ってきますし、収集もするということです。

次は、特に会員の各種調査活動。いろんな会員がありますので、非常に大きな会員もたくさんあります。例えば、日本生協連で言えばいろんな調査をやっています。いろんな角度の、あるいは非常にサンプルの多い調査もやっておりますし、そういうことで意見収集をしている。

幾つか団体名を挙げておきましたけれども、全国地域婦人団体連絡協議会というのは非常に大きな組織ですけれども、全国にたくさんの会員がいる。そういった中から意見を収集することもできる。それから、日本消費者協会連合会というところがありますが、ここは全国の活動もありますが、県域レベルの消費者団体のまとめ役というような形にもなっております、こういったところからも情報を得られるようになっていきます。

それから、県レベルの消団連から、これが非常に大きいと思っております、ここにはいろんな団体が加盟しておりますので、全国の様子がわかるような状況になっています。

勿論、行政や研究機関などが行うアンケートですとか、調査報告にも目を通したりして情報収集する。

それから、日常的に、いわゆる会員以外の消費者から電話、ファックス、メールが結構あるんです。それは相談であったり、問い合わせであったり、こういうことをやってほしいといった申入れがあったり、内部告発的なものであったりということで結構あります。そういったときに、コミュニケーションを取っているという関係があります。

そのほか、②ではリスクコミュニケーションへの積極的参加と呼びかけをしているということですか、パブリック・コメントへの意見提出です。

今後、私どもで更に強化をしたいという点につきましては、情報提供・収集の充実ということ、今、考えておまして、ここに幾つかメモをしておりますが、これは現在検討中ということで、ホームページの充実をしていきたい。会員以外からのアクセスがあったときにもいろんな情報がそこで得られる、あるいはいろんなところでリンクを張って、いろんな情報がわかりやすくできるような仲立ちをしたいと思っています。

「消費者団体の力量アップ」と書きましたけれども、意見を述べる機会は増えてきてお

りますし、積極参加はしておりますけれども、意見を述べる力を身に付けていかなければいけないと思っております、消費者団体の力量アップは欠かせないと思います。

おこがましいんですが「消費者力アップのための啓発活動」と書きました。消費者力アップということで、一人ひとりの消費者がいろんな力を付けていかなければならない。そのための役割が何か出せたらいいと思っております、重要だと受け止めています。

それから、EUの交流会の中で、先ほど触れなかったんですけども、消費者団体が主催してリスクコミュニケーションを開いている。年に何回でもないんですけども、そういった情報がありました。交流会のときには、内容ですとか、方法だとか、時間が足りなくて聞けなかったんですけども、そういった消費者団体が主催してリスクコミュニケーションをして、そこで寄せられた意見を行政にも伝えていくんだというようなことだったかと思います。

もう一つ、先回お聞きした話の中で、諸外国の識者へのアンケートの話をこちらで聞きましたけれども、その中にも消費者団体の義務ではないかみたいな御意見がどこかの国の方がしていしたかと思いますが、そうは言いますが、当面、日本では行政の行うリスクコミュニケーションがより充実していくということが先行していくべきではないかと思っておりますので、そのための消費者団体としてできることに努力をしていきたいと現時点では思っています。

「6. その他」のところで、直接関係ないようなことも書きましたけれども「①消費者基本法」。これは昨年6月に大きな改正がされまして、消費者の権利、知る権利であるとか、安全である権利だとか、意見を聞いてもらう権利だとか、教育を受ける権利だとか、消費者の権利が明文化されたということは重要なことだと思っておりますし、消費者団体の役割も新たに盛り込まれた項目でもあります。

そういった中で、事業者と消費者とはいろんな意味で格差があることが前提であるということで、この消費者基本法ができているわけですけども、そういったことを意識した消費者政策が行われていく必要があると思っておりますし、リスクコミュニケーションの方法論の追求は重要で、勿論この場ではそういったことをやるわけですけども、こういった基本的な問題、消費者政策全体との関係も意識した政策がきちっと取られていくということが基本的になっていかないと大変ではないかと思って書いておきました。

時間が5分程度になりましたけれども、食育というところで少しメモ程度に書かせていただきましたので、触れさせていただきます。

食育とリスクコミュニケーションということで、最初こちらにそういった任務が来たと

きに、私はどういうふうにとらえていいのかということがよくわからなかったんですけれども、多分、食品安全問題について、何をどう情報提供していくのか、どのような関わりだろうかと思ひまして「食育に関する情報提供等のあり方」という視点からメモをつくってみました。

消費者の多くは「食品の安全性」に関する情報に敏感であります。これは、私が勝手に思っているのではなくて、いろんなアンケートとか調査の結果、やはり敏感だということが言えると思います。それらの情報をどこで得ているかと言うと、やはりテレビ、ラジオ、新聞は当然なんですが、やはりスーパー等のチラシとか店頭というのが、結構、新聞で得るというのと同じぐらいの数字で、ここで得ているという数字が出ています。

昨年8月に農林漁業金融公庫で行ったアンケートを見たんですけれども「食生活や食育に関するアンケート調査」によりますと、食育を通じて学びたいことはということで「食品の安全性に関する適切な判断力」が64%となっているんです。一番多かったわけです。

ここでもわかるように、情報提供の在り方については何か押し付けるということではなくて「選択力」とか「判断力」を付けるということに役立つような内容とか方法が求められているのではないかと思います。生活の中で想定される食品の安全問題にどのように対処したらいいのか。例えば、すぐ食べるのをやめるべきなのか、食べ方を考えるのか、何をどのくらい食べても大丈夫なのか、あるいは賞味期限との関係とか、保存状況の関係だとかそういったことを加味して考えられるようにするんだとか、保健所に届けるとか、メーカーに伝えることの重要性だとか、程度の判断ということができるような、日常的にそういったことができるような具体的できめ細かな情報提供の仕方が必要ではないかと思っています。

「1. 情報の内容」については、勿論、基本的な知識ということは必要ですから、これは①に幾つか挙げましたけれども、現在も厚労省、農水省あるいは保健所、自治体などでやっていると思いますが、もっと全体的に行き渡るような手段、それからどんなところでやるのかといったようなことを考えていく必要があるのではないかと思います。

②ですけれども「具体的な問題に対する対応」と書きました。ダイエットの関係だとか「これを食べれば〜に効く」とか、健康食品、サプリメント、あるいはにがりだとか、アミノ酸だとか、寒天だとかといった、ばあっとはやるようなこと、雑誌、テレビ等でも非常に取り上げられるもの。健康食品であれば、例えば国立栄養研究所で具体的にこういう情報を出している。そういった情報を得る手段の周知をすることも必要ではないかと思っています。

「③実際にどのように食べたらいいのかが考えられる情報」。これもいろいろなところ
で出される意見ですが、どの程度人間には安全で、どうすれば防げるのか、どうすれば安全
であるのか、詳しい情報が入ってこない、知りたいという意見が結構聞かれます。「④
問い合わせや意見の出し方について」、どこに何を問い合わせれば教えてもらえるのかと
いったようなことも情報提供する必要があるのではないかと考えています。

それから「２．情報提供の仕方」ということで「①総合的に計画的に」と書きましたが、
消費者・国民、学校、農業者、事業者、マスメディア、消費者団体等、そういった総合的
に出していくことが必要だと思いますし、私は特に「②事業者等との連携」が非常に重要
ではないか。先ほども申し上げましたように、実際に買うところ、あるいは外食で何かを
食べるところで情報を得ているということがありますので、そういった場所での情報提供、
満遍なく情報を行き渡らせるという点では、そういった場での情報提供が非常に重要では
ないかと考えています。

ホームページを基本としながらも、これまでのツールやあらゆる機会を活用して情報提
供が必要だろうと思いますが、ここに書いたのとは関係ないんですが、パソコンの普及、イ
ンターネットの普及ということ、基本的な操作とか、だれでもそういったことができるよ
うな教育が一方でなされていくと、情報の出し方も非常に満遍なくいくのではないかと
いうふうな思いがありまして、こう書きました。

あと、④、⑤、⑥、⑦につきましては読んでいただければいいと思いますが、きめ細か
な情報提供が必要だと思います。消費者団体としても大変関心を寄せているテーマで
もありますので、いろんな役割が果たせるのではないかと考えております。

以上です。

○関澤座長 大変詳しく消費者団体の会員の皆様からの御意見のまとめ、ありがとうございます。
いました。

犬伏さん、先ほどは済みませんでした、全体としてまだ時間があるようなので、これか
らお二人のご報告について 30 分ぐらい討論できる時間があると思います。

まず、御質問をお受けしたいと思います。今、申しましたように、先ほど早めに始まら
せていただいたので、犬伏さんのお話しを含めて、神田さんが今お話しくださったこと
について御質問ありましたら、どうぞお願いします。

どうぞ。

○本間委員 お二人とも、御報告の中に専門家等の知識の情報の提供が入っていたと思
います。私、お尋ねする理由は、私自身が生活科学部あるいは家政学部に長く籍を置きまし

たところでの意見なのでございますが、本来こういう学部が日本全国に設置されておりまして、その設立の趣旨にみんな、この消費者生活を第一目標に書かれているんです。ところが、実際に行われた教育研究が、その趣旨から相当、ずれたとはいい方が悪いんですが、要望に応えかねるような場面も多々あったのではないかなと思うんです。

本来、こういう学部が多分、消費者団体の方々の御要望にかなうような平易な説明とか、あるいは原理をきちんと説き明かせられる、研究だけでなくとも寄与できる場面が本来あり得たと、私自身がそういう学部運営に関わったときに改めて自分たちの所属する母体がそういう使命を負っていたというのをまざまざと知ったのが正直なところであります。実際に、どうしてだろうというと、やはりそこには実績とか、情報量の集積、あるいは水準とかというのがあって、それにプラス、いわゆる資金の流れというんですか、日本国内で教育研究にこういう分野にどれだけお金が流れるのかというのがやはり裏腹の関係であったと思うんです。

これは、どっちが先かです。今、ここで議論してもしょうがないと思いますが、こういう本来の使命があって、そして国からもある程度のそういう趣旨でお金が流れていたのも事実だったと思うんです。こういうふうな中で、例えば専門、いわゆる生産の学問から出てきた情報あるいは実績と、消費生活という場から出てきたものと恐らく差があったのではないかなと思うんですが、この辺に関しまして、お二人の立場から、これらの生活系の大学院がどういうものを担うべきであるか、あるいはこれから学生の入学者の奪い合いになるわけです。

そうすると、やはり緊迫感がある教育を施すことができるというのは多分、生活の題材を直接取り上げた教育あるいは研究テーマだと思うんです。今までのようなオブラートに包んだようなことだけをやっていたのでは、やはり飽きられてしまう気がして、私自身はこういう大学の一つのやり方によっては、両方にとってチャンスかもしれないというふうにも考えておりますが、もしや御意見があれば賜りたいと思っております。

○関澤座長 では、どうぞ。

○犬伏専門委員 おこがましい話をしてしまうかもしれませんが、先日、私は万博へ行ってまいりました。そこで三菱未来館に入ったんですけれども、そこで見せてもらったのが、地球創世というんでしょうか、もし月が地球の惑星になかったらどうなったのかというところから説き起こされていたんです。1日の時間、潮の満ち干という部分の私たちの命との関わりの重要性みたいなものが大きな画面で体の中までどんと響くような音とともに見せられたんです。

それを見ていて感じたことが、今の先生のお話とダブるかなという感じがしたんですけども、つまり字ですとか、言葉ですとか、字面の知識と、現在は映像がものすごく使われて、すばらしく発達しているというんでしょうか、小さな子どもでも、全くそういうものに関心のない人間にもぱっとわからせられるような、そういうもの。私が今ここにいるということの意味が、そのまま素直に、ああそういうことかとわかるようなやり方があるような気がするんです。そういうものになってほしい。

私のあれかもしれませんが、私などの時代には、法律的な、条文的な感じ、そんな知識で終わっていたような気がするんです。身にしみないものだったような気がするんです。でも、現在はそうではないという気が、たまさか行った万博での企業パビリオンの感覚を見ていて思いました。そんな感じがしています。

○神田専門委員　ありがとうございます。非常に力強いといえますか、ありがたいお話を先生からいただいたかなと思います。

食品の問題では、勿論、限られた専門家という形では以前から協力ということはありましたけれども、大学の研究室とかそういった形での関わりはなかったと思っています。是非、社会に役立つ大学であってほしいと思っておりますし、こちらからの要望ということもありますが、逆に、おこがましいですが、大学にとっても、あるいは先生方にとっても消費者団体、あるいはこういったところと連携したりとか、あるいは意見交換をしたりだとかという協力関係を持つということも必要なのではないかと思っています。

なぜ、こんなことを言うかといいますと、食品の関係ではないんですけれども、例えば消費者に関連する法律、先ほど消費者基本法の話をしていただきましたけれども、消費者基本法の話だとか、独禁法の問題だとか、消費者団体訴権の問題だとかということについては非常に大学の先生方とか、専門家の方たちとも昔から協力してやっておりまして、私たちも、勿論、非常に得をするんですが、わざわざ来てくださるのはやはりそれなりにメリットがあるとおっしゃってくださるんですが、そういうことを経験しているからです。ですから、食品の関係でもそういった関係がつくっていったら非常にいいと思っています。

ただ、これまでできてこなかったのは、多分、消費者団体の運動の、時代的なものがあるにせよ、どちらかというと行政と対立をしてきたとかそういった手法でやってきた。それは、歴史の中でそういう形がその時代は必要だったと思いますから、それを否定するものではありませんけれども、そういった対立してくる形で、いろんな規制を強化するという形でやってきたという歴史があったり、いろんな関係者が協力し合って、ましてや行政だとかそういうところと協力し合ってやるといった姿勢にはなかなかないなかつた

いう状況がありますので、それは大学とか研究所等の関係もそうだったのではないかと
思っていますので、是非、一緒にやっていけたらと思っています。

ただ、なぜそういった実績がないのか、先生がおっしゃった資金の流れの話と、ど
っちが先かということはわかりませんが、是非、資金もこちらの方に引き寄せていけ
たらいいと思います。

○関澤座長 どうぞ。

○見城専門委員 済みません、私、中座しなければいけないので、先に質問させてい
たきます。

魚の問題で、新聞で出ましたね、水銀の話で1週間に一回にしてくださいとか、あれ
だけ表にはっきり出たので売れ行きが落ちたかと思ひまして、漁業関係者の方にお会
いしたものですから伺ったら、あまり関係なかったということだったんです。

私、これはリスクコミュニケーションと深い関係があるのかと。ああいうふうに表で
1週間に一回にしてくださいというような、一つのリスクコミュニケーションを出され
たことによって、逆に、では海の汚染状況はとか、本当に1週間に一回でも毎週食
べていいのかとか、例えばそういうものがもっと騒ぎになるかと思ったんですが、
マスコミも扱いませんでした。新聞に出たけれども、大々的に取材をするということが
なかったんです。

一般の人は、読まなかった人はそのまま気がつかなかったというようなことなんです
が、実際、何かこの中で、2ページに「③情報提供・説明の仕方について」とござい
まして、例えばそういう情報提供の仕方、あの件に関して何か御意見が出たとか、
何か特別に持たれたとかございますか。

○神田専門委員 外部から何か来たかとかという質問ですか。

○見城専門委員 それとか、内部でああいう情報が出たときにどう受け止めるか
とか、では消費者団体としてどう広報を出していくかとか、そのようなことがあ
りましたか。

○神田専門委員 今回、このメチル水銀の問題については、去年のキンメダイの
ことがありまして、あれとの比較からすると非常によくなったと思ひて、私ども
もいろんな意見書も出したりしますが、今回のところでは、まず魚のよさにつ
いてきちっと前提にしているということと、どれだけ摂ったらどれぐらいなんだ
ということが具体的にわかるような情報提供を行政の方でしている。非常に具
体的にわかるようなおすし、お刺身が一切れ当たり15グラムだという
ようなことだとか、基本は食べることが重要なんだと。

それで、どういうふうに食べるのか。まさにここでやろうとしているリスク
コミュニケーションの情報提供の在り方だろうというふうに、ほめ過ぎか
もしれませんが、私

は前回の教訓がすごく生かされたと思っておりますし、消費者団体のところでもそういった意見になっています。実際に、外部から心配になるような意見は寄せられていません。

○見城専門委員 一つのリスクコミュニケーションの在り方として、今後のモデルケースではないんですけれども、ただ私などは出されて納得することと、問題点はその後、では、これ以上汚染されていたらどうなのかとか、例えばそういう不安もそこでストップしてしまう。問題追及するの、とてもいいリスクコミュニケーションが出ますととまってしまう。だから、その後、どうフォローしていくべきかということも重要なことだったんです。

そのままよくなってくればいいんですけれども、あの段階のまま、3年後も同じなのか、よくなったのか、例えばそういうフォローアップできるような仕組みがここでは必要かと思ったんです。でも、あの情報の出し方はとても評価されたわけです。

○神田専門委員 そうですね。でも、出しっ放しというのは勿論よくないことですので、多分、何らかを考えながら、その状況というのは勿論、情報収集をしていく必要があると思います。

けれども、やはりきちっと情報は出すんだということが基本だと思うんです。心配したり、風評被害とかがあるから出さないのではなくて、やはりその時点でわかっていることを出すということを基本にしていって、しかもそれが具体的にわかるようにするということは必要ではないかという、その上で不安があれば問い合わせもあるでしょうし、勿論、私たちもいろんなことを見ながらそういったコミュニケーションの場が必要であれば行いたいと思っておりますけれども、現在のところではそういった反応はありません。

○見城専門委員 ありがとうございます。できればそういったフォローアップを、このリスクコミュニケーションに入れていただきたいと思います。ありがとうございます。

○関澤座長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○高橋専門委員 先ほどの本間委員の御発言に対して、私は家政学部出身者として何か言わなければいけないんだろうと思って言わせていただきます。

生活科学あるいは家政学が、実は個々の消費者の生活問題には全く対応してこなかったという歴史的背景があると思います。それはどういうことかと言えば、要するにそれは学問の対象になり得ないと判断されて、そしてそれは学術的業績にはなり得なかったということなんだろうと思っております。

私は、家政学部の食物学科というところの出身ですけれども、食生活というものをトータルにとらえようという考え方がはっきり言ってないわけです。それよりも、それこそ

ノール酸摂取がコレステロール値をどれだけ下げるとかという動物実験をやるわけです。では、現実に人間がどれくらい油を摂取し云々というふうなところでは、それは論文にならないということですのでよろしいですね、本間先生。

○本間委員 はい。

○高橋専門委員 それは追及しません。

要するに、ちまたに流れているこういう食の情報をどう考えるか。体によい情報にしても、悪い情報にしても、それをこんなふうに考えていったらどうかなどというのは業績になり得ないわけです。そうすると、業績を積み重ねなければ評価されない大学の教員はみんなやらないわけです。単純にそういうことだろうと私は思っています。

そのところはもういいやと、ある種、腹をくくらなければ、それが研究になるのかどうか、それを研究の対象にしていかなければいけないんでしょうけれども、まだまだそれは研究の対象になっていない。だから、生活科学部あるいは家政学部と称するところでも、そういう研究がほとんど行われてこなかったんだろと思うんですけども、先ほど本間委員がおっしゃったように、これから学生の奪い合いになるときに、それが売りになるとすれば、大学の経営者もその辺を考えてくれるのであろうかということを考えております。

○関澤座長 どうぞ。

○犬伏専門委員 さっき、私が申し上げたのはそこなんです。私たちといいますか、若い人たち、もっと自分の生活に密着していることが科学といいますか、学問として成り立つ。それが目に見えるような形があると、そこに引かれていくという子どもたち、若い人たちがいるのではないか。

机上の空論的なことではなくて、一般人がここにこそ私の生活に密着したものがあるという思いを持つ、国民的な認知が高まれば高くなるのではないのでしょうかという思いがしたので、さっき申し上げました。

○関澤座長 ありがとうございます。

先生、どうぞ。

○寺田委員長 今のことと、その前に神田さんのこれを見て、1番、2番と随分ほめてくださってありがたいと思いました。あの方になって、この辺が注意すべきと思ってきたような話となりましたが、とにかく大変よく、本当に事実以上に評価してくださっているんだろとは思いますが。今の科学の問題とかは、今、高橋専門委員も言われましたけれども、かつてはその通りだったんです。殆んどすべてのことは形而上学的な学問、いわゆる哲学的なP h D的なものでないといけないということだったのです。そこが、この5年

ぐらいで医学も含めまして、学問はまず実際に役に立たないといけない。しかし、役に立つために学術的な研究も必要だという立場に随分変わってきたと思います。

日本の中では、こういう食品などに関する研究者は非常に少ない。欠けている。来たと
きからずっと言っているんですけども、いわゆる疫学的な研究、例えばメチル水銀にし
ましても、これは全部外国のデータなんです。できれば日本のデータで10年、20年を1,
000人規模でずっと追求していくような仕事が必要です。このような仕事は、1人の教授
では無理なんです。機関としてやっていくようなシステムがぼつぼつで始めましたから、
これから随分いろんな面でよくなっていくと思いますし、ラットだけの話ではなくなっ
ているから、変な健康食品もだんだん消えていくと思います。それから、私はいつも悩ん
でいるところがあります。それは、この「食品安全委員会」というのは科学的な評価をす
るというのが1つ。それから、2番目にリスクコミュニケーションをするというんだけど
も、それは科学的な評価に関してリスクコミュニケーションすると食品安全基本法に書
いてあるんです。また、管理官庁とのリスクコミュニケーションの調整をやる。リスクコ
ミュニケーションには2つの役割があって、科学的な評価に関連するリスクコミュニケー
ションということは、なかなか難しい科学的な評価に関して一般の国民の方にわかって
もらうように、あまり役に立っていないかも知れませんが、できるだけやっている。B S
Eのときもそういう観点で国民からの意見も取り入れたつもりなんです。

それから、政策決定は管理機関の問題であって、管理機関が経済的なことも含めて、科
学的な評価もそのうちの一つとして管理側が政策決定をやっていくということになります。
国民からいろんな意見がB S Eの管理面に関しても非常に多くありました。それは多分い
ろんな不安に感じるという問題も含めて、いろんなことがあるんだろうと思います。それ
をできるだけリスクコミュニケーションという、科学者がどういうふうな過程で考えてこ
ういう評価の結論に至ったかということを、透明性と中立と客観性という一つの柱でもっ
てやってきたつもりなんです。しかし、国民の皆さんは、多分、政策決定のところに自分
たちの意見をもっと入れてくれということをより多くの人が言っておられるのではないかと
思うんです。

そこのところがどうも、それは管理官庁の問題だとある人が言っていましたけれども、
そうとは言えません。かつては省庁の壁があったのが、今度は管理と評価の間の壁ができ
るのかなと心配はしています。なかなか難しいところがあって、結論的な意見はどうだ
というようなことは簡単に言えませんけれども、そこのところがどうも悩ましいところがあ
ると思っています。

ですから、評価するところは科学的にやります。しかし、私たちのところは2つの顔があって、リスクコミュニケーションの場では管理官庁と一緒に国民の意見を吸い上げたりする役もやらなくてはいけないんだろうとは思っています。

それで、このE Uの話に関しましても、E UのE F S Aは私たちと全く同じで、私が理解しているところでは科学的な評価をするところであって、その上にE Uの別の組織があって、そこはステークホルダーが全部入っていて、もちろん消費者団体も入って、政策決定に参加しているわけです。私どもの委員会は組織がE F S Aと違います。そこをどういうふうにこれからやっていくのかということを考えなくては問題だと思っております。

どうも長いことしゃべりまして、失礼いたしました。

○関澤座長 どうぞ。

○神田専門委員 リスクコミュニケーションということで、今日ひとまとめにお話ししたものですから、そういうふうな予言になっておりますし、消費者の立場からすると、これはリスク評価だ、こっちはリスク管理の問題だというふうに分けて意見を言えといってもそれは無理な話なんです。

だから、それは受ける側がちゃんと仕分けをして、B S Eの問題のときも、評価のリスクコミュニケーションだったけれども、多くがリスク管理に対する意見であった。そのことは、ちゃんと「食品安全委員会」も受け止めて、リスク管理に報告をして、それをきちんと守ってほしいということをなさったと思いますけれども、その辺はそういうふうに受ける側でやるしかないと思っています。

例えば、リスク評価機関のリスクコミュニケーションで言えば、どういう経過を経て、この科学的評価の結論が出たのかということのリスクコミュニケーションが必要なのではないかなと思うんです。

それと、リスク管理については、今おっしゃったとおり、どういう基準をつくるのかという消費者の懸念だとか、社会的な状況だとか、レベルだとかということも組み合わせて結論を出していく。だから、科学だけではない部分、社会科学的なものも組み入れていかなければならないというふうな使い分けは必要ですけれども、そういうふうに思っております。

○関澤座長 今日は、寺田委員長、それから本間委員、「食品安全委員会」の委員の方からもいろいろ御意見が出て、神田さんの御報告も含めてですが、私もいろいろ考えさせられるところがあります。

実は「リスクコミュニケーション専門調査会」の座長としまして、先ほど寺田先生が

おっしゃったように、管理と評価というところで截然と分けていくやり方は、かなり日本で独自なところがあると思います。しかも、リスクコミュニケーションの専門の部署というのをつくっている点もかなりユニークです。

一見そういうふう縦割みたいに見えるところでどうやっていくのかというのはなかなか難しい問題ですが、寺田委員長がおっしゃったように、我々がいろいろ考えてうまく対応していかなければいけないと思います。

その上で、今日、神田さんがおっしゃったような、私もつい先週ですが、環境学会に出席してリスクガバナンスということについて参加型と対話型という議論をしました。今まで対話型はかなり進んできていると言えるかもしれませんが、社会の構成員が意思決定プロセスに社会の構成員が参加していく保証がどこまで進んできているかがかなり重要な課題になってきていると思います。

その意味で、欧州では、必ずしもリスクコミュニケーションという言葉を使っていますが、実は意思決定プロセスにさまざまな関心を持つ人や、利害を持つ人が組み込まれています。それは調査会に、特定の個人が参加するということではなくて、神田さんがおっしゃっていただいたように、一つの団体として皆さんの意見を集めて反映させるというような仕組みができていることの必要を私も常々思っているわけです。そういったことが日本の中で、これから「食品安全委員会」あるいは管理府省の中でどういうふうによく確立していくかというのは非常に大事な課題をおっしゃっていただいたと思います。

もう一つ、高橋先生がおっしゃってくださったんですが、従来の研究の枠組みの中ではどうしても実験データを出すということを要求されて、私自身もリスク評価の仕事や研究を前の研究所でやっていたのですけれども、そういったことは研究目的とはみなされないという状況にありました。また今、大学に移ると、高橋先生がおっしゃったような状況がまだ私たちの大学ではあって、非常に愕然としております。

その中で、手前みそになりますけれども、私は今、国際化学物質安全性計画でインテグレートド・リスクアセスメントというプロジェクトを欧米のさまざまな方と共同してやっております、それはどういうことかといいますと、リスク管理とリスクコミュニケーションとリスク評価を一体としてとらえて、最終的にリスク管理にどう効果的に反映させるかを考えたリスク評価の手法や仕組みを作っていくといけないということを言っております。まだまだ大きな声にはなり切れていないと思いますが、こういった手法とか、既に欧米でやられていることも参考にしながら、私たちはリスクコミュニケーションが実際的に進むために、日本の中でやり方を考えていく必要がこれから大いにあると思います。

大変ありがとうございました。

あと、1～2、もし何か御指摘される点がございましたら、おっしゃってください。

どうぞ。

○高橋専門委員 先ほどの犬伏専門委員のお話、いろいろ感じるところがあって聞いたんですけれども、お母様の教科書を御覧になってということなのですが、当時の女学校の教科書は完全な主婦養成講座だったので、それに特化しておりますので、そうだろうなという気がいたしました。

もう一つ、そういうふうに学校ではなくて、御家庭でもって、お父様、お母様から口伝という形でいろんなことを学んできたとおっしゃられたんですが、それは犬伏さんのお育ちになった御家庭がそういうレベルの御家庭であったということで、今もなおそういう家庭もあれば、当時もそうでない家庭がやはり相当数あったと思いますし、できれば食育を含めまして、生活に関わることをあえて学校で教えなくても、家庭で大人から子どもたちが身に付けていくことができる、それが理想だと思うんですが、もはや、どうもそれは成り立っていないということ。

では、過去はどうだったかといえ、そんな余裕はなくて、進学率のことを考えていただければわかるように、多くの国民がほとんど知識のないまま生活をしていたわけです。ですから、決して昔はよかった論には戻っていただきたくないという、犬伏さんがそういう御家庭にお育ちになったということで、そういう御家庭もあったんだけど、そうではなく育った人たちも大勢いたんだということもまた忘れないでいただきたいと思いました。

○関澤座長 どうもありがとうございました。一つの区切りをおまとめいただけたかと思います。

それでは、残りの時間が少し限られてきましたので、ここで区切りとさせていただき今日のディスカッションは、今後につなげていくことがたくさんあったと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

「（２）三府省におけるリスクコミュニケーションに関する取組について」、御報告をいただきたいと思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。それでは、資料３を御覧いただけますでしょうか。

前回の調査会以降、２週間しか経っておりませんので、あまり御報告するところがあればないのでございますけれども、見ていただけますように、まず私の方から３府省でありまし

たところにつきまして若干申し上げます。

まず意見交換会について、9月9日に千葉市におきまして、これは主に厚生労働省に企画していただいたものでございますけれども、一連の輸入食品、それから導入されようとしております残留農薬等のポジティブリスト制度につきましての意見交換会がございました。

「2. 今後の予定」でございますけれども、意見交換会につきましては、そこに書いてありますようなものが予定されております。秋になると、非常にこういう意見交換会がどんどん入ってくるということでございます。

次をめくっていただきますと「食品安全委員会」でございます。「食品安全委員会」につきましては、先月末から現在につきましては評価におきます意見募集が、ここに挙げてありますように2件でございますが、マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチンの評価結果、それからα-アミラーゼLE399、これはいわゆる遺伝子組換えでございますけれども、それにつきましての意見募集が今かかっているところでございます。

「3. 情報の発信」を見ていただきますと、ここにございますように、ホームページにいろいろなものがございます。特に真ん中のところに、先ほどメチル水銀につきましては評価が出て、その後、厚生労働省でいろいろ具体的な摂食指導等の、今、コミュニケーションをやってございますけれども、その基となりました評価につきましてのポイントだとか、その他につきましても載っているということでございます。

それから、お手元でございますけれども、季刊誌を年4回ということでございますけれども、発行いたしまして「食品安全委員会、三年目に向けて」ということと、あとメチル水銀、それから食育についての特集を出したところでございます。

めくっていただきますが「食の安全ダイヤル」につきましては、後ほど勧告広報課長から御紹介いたします。

モニターにつきましても、17件の報告がありましたところでございます。これはまた後ほどとりまとめまして御報告いたします。

○吉岡勧告広報課長 それでは「食の安全ダイヤル」に寄せられた御質問につきましては、資料4を御用意させていただいております。8月は44件のお問い合わせがございまして、うちBSE関係が11件でございます。

「(2) 内訳」でございますが「食品安全委員会」関係が13件、食品の安全性関係が12件、食品一般関係が16件、その他3件でございます。

「(3) 問い合わせの多い質問等」につきまして、FAQということで答えを御用意さ

せていただいておりますが、8月分につきましては「食品安全委員会が行う意見交換会は、どのような方法で参加者を募集し、実際にどのような方が参加しているのでしょうか」というお問い合わせに対する答え。そして、肉骨粉の焼却灰及び炭化物の肥料利用におけるBSE汚染リスクの評価等についての御質問に対する答えの2件を御用意させていただきました。

以上でございます。

○関澤座長 ありがとうございました。

それでは、厚生労働省の方からお願いします。

○藤井大臣官房参事官 それでは、資料3、別紙2、厚生労働省関係の取組について御説明をいたします。やはり、前回からの約二週間分の実施状況ということでございます。

「1. 意見交換会等の開催状況」につきましては、先ほど西郷リスクコミュニケーション官から説明がありました千葉市の輸入食品、ポジティブリストの関係をここに載せさせていただきます。

この期間に、2のところではありますが、意見募集を開始した新しい事項はございませんでした。

「3. 情報の発信（平成17年8月31日～平成17年9月12日）」であります。下の「（2）主な情報提供の内容」を御覧いただきますと、農林水産省さんと一緒にやっておりますコーデックス関係の連絡協議会の概要でありますとか、これは定期的に載せております輸入食品の食品衛生法違反の事例、そして週報としてのBSEの検査結果などについて掲載をさせていただきます。

以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございます。

それから、農林水産省からお願いします。

○引地消費者情報官 「食品安全委員会」と厚労省と重複しますので、私から1点だけ、最後のページでございます「2 意見募集の実施状況」でございます。今月末まで「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件に対する意見・情報の募集について」。中身は、除草剤耐性トウモロコシの承認案件でございます。

以上でございます。

○関澤座長 どうもありがとうございました。

御質問等ございますでしょうか。

それでは、前後しましたが、第1回目のNHKの『週刊こどもニュース』の担当者の方

のお話の概要と、2回目の高橋さんのお話の概要のレジュメができておりますが、これについて、講演者の方にはチェックしていただいたそうですが、質問者の質問内容等を御確認いただきまして、もしここは違うというようなところがありましたら、是非、事務局にお伝えいただきたいと思います。

それから、今回、犬伏さん、神田さんにはお時間を割いて大変参考になるお話を用意していただき、ありがとうございました。次回ですが、生産者の側から見た御意見、お考えということで、専門調査会の委員で全国漁業団体連合会の新蔵さん、それから、宮城県で農業を営んでおられ、現在「企画専門調査会」の委員をお務めの門傳さんにお話を30分ずついただこうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、事務局の方で何かございますか。

○西郷リスクコミュニケーション官 特にございません。

1つだけ情報提供だけさせていただきますと、先ほど座長あるいは神田さんの御議論の中で、各国の消費者団体のリスクコミュニケーションへの関与といったこと、あるいは食品安全行政全体にどのように関与しているかという点につきましては、実は今、まだ進展途中でございますけれども、今年度の「食品安全委員会」のリスクコミュニケーションに関する調査ということで、例年いろんなことを調べているのでございますけれども、これにつきましては消費者団体にいろいろ聞きまして、どの程度の調査でいいかわかりませんが、少しそういった調査をかけてみようかと思っているところでございます。

ですので、先ほど、非常に神田さんのプレゼンテーションの中でもいろいろお話をやっていただきましたけれども、各メンバーにおかれましてこういうことを調べてくださいますかということがあれば、今、調査設計をしているところでございますので、御指示があればできるだけ対応したいと思います。

以上でございます。

○関澤座長 どうぞ。

○寺田委員長 最後で、誤解のないようにあえてもう一度言いますけれども、ここの委員会は科学的な評価ですけれども、この「リスクコミュニケーション専門調査会」は全部含めた、政府全体の食品の安全に関する「リスクコミュニケーション専門調査会」と認識していますので、誤解のないようにお願いいたします。

○関澤座長 ありがとうございます。

今、西郷さんからもお話があったんですが、現在のところ専門調査会の専門委員の方を中心にお話をしていただいておりますが、もし御要望などがあれば外部からの参考人の方

をお招きしてお話を伺ってもいいと考えております。

例えば、我々は輸入食品に相当部分頼っているわけですが、世界で見た食糧の供給とか、食糧の実態、日本と海外で食生活、それから食文化の実態が違うわけで、その中で安全というのをどういうふうに見ていったらいいかというようなことも例えば話していただくのもいいかななどということをお話ししていたのですが、皆さんから外部から呼びする参考人の方のお名前とかテーマについて御要望がございましたら、是非、事務局の方にお伝えいただきたいと思います。

それから、次回、一応、日程の予定を。

○西郷リスクコミュニケーション官 次回でございませうけれども、今度は生産者の方ということでございませうけれども、まだ調整中ではございますが、9月27日の午前中を目途に開催することで調整中ではございます。いずれ決まりましたら、また御連絡申し上げます。

○関澤座長 その後は、先の話で申し訳ないんですが、10月に自治体の方ということで、小川さんにも御準備いただいていると思いますが、よろしく願いいたしたいと思ひます。

それでは、ほかに何か、今日、大事なことで抜けていたという点はございませうか。よろしいでせうか。

それでは、貴重なお時間を大変ありがとうございました。また、犬伏さん、神田さん、プレゼンテーションをどうもありがとうございました。また、皆さんには活発な御議論をありがとうございました。また次回よろしく願いしたいと思ひます。